

☆次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業について☆

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定基準を満たした県内の事業主は、高知労働局の認定を受けることができます。

今般高知労働局では、下記企業を次世代法施行後初めて認定いたしました。

認定を受けた企業は、認定マーク「くるみん」を広告、商品、求人広告につけことができます。

県内初の認定企業 株式会社 高知銀行

・「認定通知書交付式」を平成19年9月7日に高知労働局長室で行いました。

高知労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、株式会社高知銀行を認定しました。

県内では認定第1号であることから、9月7日に高知労働局長室において、「認定通知書交付式」を行いました。

株式会社高知銀行の主な取組みは、下記の通りです。

□株式会社 高知銀行の行動計画の概要及び取組結果

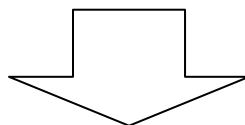
1 行動計画の目標

(1) 計画期間内に、育児休業の取得促進を実施する

具体的には、男性従業員：1人以上、女性従業員：取得率70%以上

(2) 年次有給休暇の取得促進を実施する

(3) 定時退行日の設定



2 取組の結果

- (1) 男性従業員の育児休業者1名取得、計画期間中に出産した女性従業員のすべてが育児休業取得（女性従業員の取得率100%）
- (2) 年次有給休暇の一環として設けている「リフレッシュ休暇」の取得促進などを各種研修会等を活用して周知することにより、年次有給休暇取得日数が増加
- (3) 定時退行日を設定し実施

